未就学児童の保険税が変わります

国民健康保険税

【問い合わせ】
町税務課課税グループ
☎ 73-7505

国民健康保険法令の改正により、令和 4 年度から未就学児童（※ 1）にかかる国民健康保険税均等割を 5 割軽減します。未就学児童の属する世帯が既存の均等割・平等割軽減制度（※ 2）に該当する場合は、均等割に【表 1】の軽減を適用後、更に 5 割が軽減されます。

なお、令和 4 年度の均等割・平等割軽減制度【表 1】および課税限度額【表 2】は、令和 3 年度から変更はありません。また、令和 4 年度の納税通知書は 7 月中旬に発送予定です。

※ 1：6 歳の誕生日以後、最初の 3 月 31 日を迎える前の児童

※ 2：（国保加入の有無問わず）世帯主・特定同一世帯所属者・被保険者の総所得額の合計が軽減判定基準額以下となる場合、均等割と平等割が減額される制度（【表 1】参照）

【表 1】令和 4 年度均等割・平等割の軽減割合および軽減判定基準額

軽減割合	軽減判定基準額
7 割	43 万円＋ 10 万円×（給与所得者などの人数※3 − 1）
5 割	43 万円＋ 28 万 5 千円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数※4）＋ 10 万円×（給与所得者などの人数 − 1）
2 割	43 万円＋ 52 万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋ 10 万円×（給与所得者などの人数 − 1）

【表 2】課税限度額

区分	限度額
医療分	63 万円
後期高齢者支援金分	19 万円
介護納付金分	17 万円

※3：給与所得者と公的年金（国民年金、企業年金など）の受給者

※4：国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行済の世帯員

7 月に保険料額をお知らせします

介護保険料

介護保険料は、第 8 期介護保険事業計画（令和 3 年度〜令和 5 年度）に基づき、本人と世帯員の前年の所得状況によって決定されます。詳しくは【表 3】をご確認ください。

※介護保険料は 7 月中旬に発送する「介護保険料納付通知書」でお知らせします。

【表 3】令和 4 年度介護保険料

段階区分	対象基準	年間保険料
第 1 段階	生活保護を受給されている方、老齢福祉年金受給者でその世帯全員が住民税非課税の方、世帯全員が住民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額が年額 80 万円以下の方	18,500 円
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が年額 120 万円以下の方	30,900 円
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で第 1・第 2 段階に該当しない方	43,300 円
第 4 段階	住民税課税世帯で本人が非課税、合計所得金額＋課税年金収入金額が年額 80 万円以下の方	55,700 円
第 5 段階	住民税課税世帯で本人が非課税、第 4 段階に該当しない方	61,900 円
第 6 段階	本人が住民税を課税されており、合計所得が 120 万円未満の方	74,200 円
第 7 段階	本人が住民税を課税されており、合計所得が 120 万円以上 210 万円未満の方	80,400 円
第 8 段階	本人が住民税を課税されており、合計所得が 210 万円以上 320 万円未満の方	92,800 円
第 9 段階	本人が住民税を課税されており、合計所得が 320 万円以上の方	105,200 円

≪新型コロナウイルス感染症の影響による保険税、保険料の減免制度≫

各保険税・保険料は、新型コロナウイルス感染症の影響により減収などが見込まれる場合、減免されることがあります。詳しくは町ホームページ、各保険税・保険料の納税通知書、納付通知書に同封のチラシをご覧ください。

7 月に保険料額をお知らせします

後期高齢者医療保険料

【問い合わせ】
町税務課課税グループ
☎ 73-7505

【令和 4 年度保険料の計算方法】

均等割
【1 人当たりの額】
51,892 円
＋
所得割
【被保険者本人の所得に応じた額】
（令和 3 年中の所得 − 43 万円※）× 10.98%
＝
1 年間の保険料
【限度額】66 万円
（100 円未満切り捨て）

※前年の所得金額により、控除額が異なる場合があります。

○所得の少ない方は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料を軽減します。
○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
○災害などでの所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な方は、保険料減免を受けられる場合があります。

【保険料の支払い方法】

「年金からの支払い」と「口座振替」から選ぶことができます。口座振替を希望される方は、町税務課収納グループ（☎ 73-7506）にお問い合わせください。

※保険料の支払いが困難な場合もご相談ください。

国民年金 保険料の納付に困ったら相談を

収入の減少や失業など経済的な理由により保険料の納付が難しくなったとき、保険料を未納のままにしておくと将来の「老齢基礎年金」や、障がい・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

保険料を納めることができないときは、下記の「申請免除制度」をご検討ください。

【免除を受けるための条件】

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定の金額以下であること

※令和 4 年 7 月〜令和 5 年 6 月の保険料は令和 3 年中の所得で審査を行います。

※離職（退職・失業）された場合、その方の前年所得をゼロとみなして審査します。この特例は原則、離職された年とその翌年に申請された場合に限ります。

【承認期間】

7 月から翌年 6 月まで

※申請する月の 2 年 1 カ月前の月分までさかのぼって申請できます。

【申請に必要なもの】

・本人確認書類（運転免許証など）
・年金手帳または基礎年金番号通知書
・雇用保険被保険者離職票など（離職された方がいる場合）

【問い合わせ】

町住民保健課国保グループ
☎ 73-7508

申請免除制度

①全額免除
②一部免除（3/4 免除・半額免除・1/4 免除）

※免除の承認を受けた期間は年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に含まれます。ただし、一部免除を受けた場合、保険料を納めていない期間は未納扱いとなりますのでご注意ください。